

上田市小中学校整備基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

上田市小中学校整備基本計画策定支援業務

2 業務の背景

本市教育委員会では、少子化の進行に伴う学校規模の縮小という課題を踏まえ、これからの時代を生きる子どもたちにとって望ましい学校のあり方や教育環境について、ソフト・ハード両面から検討を重ねてきた。その成果として、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置、望ましい学習環境及び目指すべき姿を整理した「上田市小中学校のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を、令和3年3月に策定した。

基本方針では、学校再編に関する基本的な考え方や方向性を示す一方で、個別の学校に関する具体的な統廃合の内容や検討着手の時期・手順については定めていない。また、学校再編は「保護者や地域住民とも十分に課題やビジョンを共有し、理解を得ながら進めることが重要である」との考え方を明記しており、地域との丁寧な対話と合意形成を重視している。このため、これまでは地域の実情や機運を尊重しつつ、地域ごとの主体的な検討を基調とした取組を進めてきた。

一方で、本市の学校施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されたものであり、老朽化が進行している。今後、計画的かつ効率的な施設整備・更新を進めていくためには、教育環境の質の確保とあわせて、小中学校の適正規模・適正配置をより具体的かつ体系的に検討し、着実に推進していくことが喫緊の課題となっている。

3 業務の目的

基本方針を踏まえ、これからの本市の子どもたちにとってより良い教育環境を実現することを目的に、地域住民の十分な理解と合意を得ながら、市域全体を視野に入れた適正規模・適正配置及び施設整備の方向性を具体化した「上田市小中学校整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）」を策定する。

本計画は、後掲「9 関連計画」を踏まえつつ、令和2年度に策定した「上田市学校施設長寿命化計画」を更新するものであるとともに、これを踏まえた学校施設の個別施設計画を兼ねるものとなることを想定している。

4 履行期間

契約締結日から令和11年3月15日まで（令和8年度から10年度の3年契約）

5 対象学校・学区

仕様書末尾の表1及び表2のとおり

6 業務内容

(1) 現状と課題の整理

市内 24 小学校及び 11 中学校の配置状況・通学区・通学距離・学校施設・各校の沿革（通学区の変遷を含む）・教職員の配置状況・児童生徒数の推移、市の教育方針、財政状況等、多面的な現状把握を行うこと。また、学校施設・運営面での教育課題として、特別支援教育や不登校支援等教育現場ですでに直面している課題についても把握すること。併せて、各種上位計画、関連事業、関係法令、文部科学省が示す諸制度や他自治体の動向等を調査・分析・整理すること。

成果物は、これらの分析報告書を想定。

(2) 児童生徒数及び学級数の推計

「上田市版人口ビジョン（令和 7 年 3 月）」ほか関連計画等も踏まえ、今後の開発動向や人口動向の影響も考慮した上で、市全体／地域別／中学校区別／学校別といった計画の検討や実現に向けて必要な区別ごとに今後 50 年間の児童生徒数及び学級数の推計を行うこと。また、今後の状況変化に際し、市が再度推計を行えるよう、児童生徒数推計算出用データを編集可能な表計算ファイル（Excel 形式）で作成・提供すること。

成果物は、推計データ（Excel 形式）、推計報告書を想定。

(3) 適正規模・適正配置・通学区再編案の作成

通学区と当該通学区内に配置する適正な学校数に関する案（再編シナリオ案）について、検討開始時に提示する複数案を作成するとともに、検討過程において変更・追加が発生した場合はその都度、案を作成すること。

成果物は、通学区再編案、検討過程資料を想定。

(4) 学校施設のあり方の検討

今後の学校施設の基本方針及び整備基準を検討し、案を作成すること。また、防災拠点や他の公共施設との複合化・機能集約化等も踏まえた学校の運用形態についても提案を行うこととする。

成果物は、施設整備方針案、イメージ図、提案書等を想定。

(5) 地図作成（通学区再編図）

市ホームページ等広報への掲載用の画像データ（JPEG 又は PNG 形式等）としても使用できる通学区全体図（通学区再編図）等を作成すること。なお、データについては通学区再編決定前後及び検討過程においてその都度、作成すること。

(6) 概算事業費の算定

再編シナリオ案（統廃合なしの現状維持案を含む。）についてコストシミュレーションを作成するとともに、検討過程において検討した内容を基にすべての学校整備・再編に通常見込まれる概算事業費を算出し、再編パターン別に対比すること。また、補助金や民間活力等の事業費を軽減するためのアイデア・手法を提案し、概算事業費の算出及

び対比・分析すること。

成果物は、概算事業費一覧、補助金活用・民間活力提案書等を想定。

(7) 拠点校（統合校）案の作成

統合校の設置場所案を提示すること。なお、当該再編案は、合意形成状況に応じて計画に反映することとする。（計画に反映しないとしても案としては必ず作成）

成果物は、統合校設置案を想定。

(8) 整備・再編スケジュールの検討

学校施設の築年数等から、整備・再編順序の提案を行うとともに、市の財政負担を見据えた整備・再編スケジュールを提案・作成すること。上記(7)の内容を盛り込んだパターンと盛り込めなかったパターンなど、複数案用意すること。

成果物は、整備・再編スケジュール（複数案）を想定。

(9) 市民からの意見収集

地域住民・保護者・教職員・児童生徒等の各関係者からの意見収集を行うにあたって適切な方法を提案・実施すること。アンケートの実施を想定しているが、ワークショップなど、その他の手法による意見収集を提案することも妨げない。

なお、提案した方法によって係る費用（アンケート用紙印刷・郵送代等）は委託料に含めるものとする。

成果物は、検討委員会や住民懇談会等に用いる意見収集結果報告書を想定。

(10) 住民懇談会・説明会等の開催支援

市民との情報共有及び意見交換を目的とした懇談会及び素案公表を目的に開催する説明会の開催支援をすること。資料作成、運営に係るファシリテーション、助言及び提案等の支援を想定。なお、実施回数等は発注者の提案を踏まえて協議の上で決定することとするが、おおむね以下のとおり想定している。

- ・11 中学校区に対し委託期間中3回、計33回程度に加え、未就学児の保護者、大学生、対象者不問の3類型に対し3回、計9回、総計42回程度。

成果物は、説明会資料、議事録等を想定。

(11) 会議運営支援（検討委員会・庁内会議）

検討委員会及び庁内関係課による連絡会議（以下「庁内会議」という。）が円滑に進行できるよう支援及び助言すること。

成果物は、議事録、課題整理資料、助言記録等を想定。

会議名	実施回数	内容
検討委員会	令和8～10年度の3年間で 12回程度 ※令和8年度：2回 令和9年度：6回 令和10年度：4回を想定	資料（答申書含む）の作成 議事録・概要等の作成 次回に向けての課題・論点整理 運営に係る助言及び提案

庁内会議	期間中随時	資料の作成 次回に向けての課題・論点整理 運営に係る助言及び提案
------	-------	--

(12) 市民への情報提供支援

計画策定に向けた検討状況や検討経過等を地域住民へ随時又は定期的に情報提供するため、わかりやすい周知資料を作成すること。

成果物は、周知資料（わかりやすい図解・説明）を想定。

(13) パブリックコメント実施支援

計画素案に対するパブリックコメント募集の実施支援、助言及び提案を行うこと。

パブリックコメント募集手続は令和10年度中頃を想定しているが、複数回実施も提案次第で検討する。

成果物は、パブリックコメント結果報告書を想定。

(14) 計画の活用支援

策定した計画を実施するにあたり、必要なフォローアップや効率的な周知方法などの提案を行うこと。また、視覚的にイメージしやすく計画内容がわかりやすい周知資料・広報資料の作成を行うこと。

成果物は、広報資料、活用提案書等を想定。

(15) 計画案の作成

上記(1)から(13)までの業務を踏まえ、計画案を作成すること。計画案は、(1)～(8)の成果を盛り込んだものとする。ただし、(7)の内容については、合意形成状況に応じて計画への登載を精査することとする。

また、「上田市小中学校のあり方に関する基本方針」に定められた内容についても、検討委員会の中で見直ししながら計画案に落とし込むこと。

成果物は、計画素案（検討過程に応じて複数案）を想定。

(16) その他の提案・助言

その他、計画策定及び業務の推進に必要な提案や助言をすること。

成果物は、助言記録、追加提案書等を想定。

7 想定される業務スケジュール（3か年の業務配分）

令和8年度 上記6の(1)、(2)、(3)、(6)、(9)、(11)、(16)

(3)、(6)については、再編シナリオの複数案を早期に作成・準備しておくことを想定している。

令和9年度 上記6の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(16)

令和10年度 上記6の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)

3年間のおよその業務スケジュールは別紙1のとおり想定。ただし、受注者からの提案及び協議により変更することも妨げない。

8 業務遂行上の留意事項

(1) 丁寧な合意形成

基本方針においては、「学校の再編は行政が一方的に推し進めるべきではなく、保護者や地域住民と十分に課題やビジョンを共有し、理解を得ながら進めることが重要である」とされている。

本業務においては、この点に十分留意し、意見聴取の方法や会議の開催方法等について、適切な提案及び支援を行うこと。

(2) ビジョンの共有

基本方針に定めるビジョンに加え、学校における学びのイメージ、新しい時代に求められる学習環境のイメージ、子どもや教職員が快適に過ごせる教育施設のイメージなど、望ましい教育環境及び再編後の姿を具体的に示すことが重要である。

検討過程及び計画本編においては、これらの視点を踏まえ、再編後の教育環境について、具体的かつわかりやすく示すよう工夫すること。

(3) 子どもからの意見聴取

本市は「こどもまんなか」の理念を掲げており、意見聴取や合意形成においては、将来世代である子どもを尊重した業務遂行に配慮すること。

児童生徒の意見を適切に反映できるよう、年齢や発達段階に応じた方法を工夫し、意見聴取を行うこと。その際、議論や意見集約が混乱しないよう留意すること。

9 関連計画

計画策定に当たっては、以下の本市の既定計画等を踏まえた内容とする。

	関連計画	策定期等
	第三次上田市総合計画前期まちづくり計画	令和8年3月策定
	第五次上田市行財政改革大綱	令和8年3月策定
	上田市公共施設等総合管理計画	令和8年1月策定
	上田市地域防災計画	令和7年3月改定
	上田市都市計画マスタープラン	令和6年3月改定
	上田市立地適正化計画	令和6年3月改定
	上田市教育大綱	令和8年3月改定
	上田市教育支援プラン	令和8年3月改定
	上田市小中学校のあり方に関する基本方針	令和3年3月策定
	上田市学校施設長寿命化計画	令和3年3月策定

10 貸与資料・提供資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能

な範囲で貸与・提供する。

提供可能な地理情報システム（GIS）データとして、小学校区、中学校区及びこれを構成する自治会区域並びに自治会連合会区域に関するデータがある。

11 作成資料・電子データ等

業務完了時に、作成した電子データ一式を USB メモリ等の記録媒体で提出すること。形式は、本市が加工可能なものとする。

12 成果品の利用及び著作権

- (1) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権〔（著作権法昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に定める権利を含む〕を譲渡するものとする。ただし、必要に応じて協議の上、共同著作とする場合がある。
- (2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、転写、漏洩をしてはならない。

13 注意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報取扱特記事項を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書において受注者の業務としたものにかかる経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次上田市と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに市が必要と認める、訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

14 その他

この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

(表1)

小学校

	校名	所在地	進学先
1	清明小学校	大手二丁目4番41号	第二中学校
2	東小学校	材木町一丁目10番13号	第一中学校
3	西小学校	常磐城五丁目1番53号	第二中学校・第三中学校
4	北小学校	中央北三丁目1番52号	第三中学校
5	城下小学校	諏訪形928番地2	第四中学校
6	塩尻小学校	上塩尻219番地	第二中学校
7	川辺小学校	上田原367番地	第六中学校
8	神川小学校	国分1386番地	第一中学校
9	神科小学校	住吉386番地1	第五中学校
10	豊殿小学校	芳田968番地1	第五中学校
11	東塩田小学校	古安曾1113番地	塩田中学校
12	中塩田小学校	中野93番地	塩田中学校
13	塩田西小学校	山田476番地1	塩田中学校
14	浦里小学校	浦野237番地	第六中学校
15	川西小学校	仁古田508番地	第六中学校
16	南小学校	中之条485番地	第四中学校
17	丸子中央小学校	上丸子824番地	丸子中学校
18	丸子北小学校	生田3556番地	丸子北中学校
19	塩川小学校	塩川1400番地	丸子北中学校
20	菅平小学校	菅平高原1223番地1419	菅平中学校
21	長小学校	真田町長4200番地3	真田中学校
22	傍陽小学校	真田町傍陽6035番地1	真田中学校
23	本原小学校	真田町本原2175番地1	真田中学校
24	武石小学校	上武石20番地	依田窪南部中学校

(表2)

中学校（参考掲載を含む）

	校名	所在地	創立年
1	第一中学校	国分200番地	昭和22年
2	第二中学校	大手一丁目1番45号	昭和22年
3	第三中学校	中央北三丁目3番62号	昭和22年
4	第四中学校	諏訪形1200番地	昭和34年
5	第五中学校	上野441番地	昭和36年
6	塩田中学校	中野377番地	昭和33年
7	第六中学校	小泉21番地1	昭和63年
8	丸子中学校	上丸子1878番地	昭和22年
9	丸子北中学校	生田3298番地	昭和29年
10	菅平中学校	菅平高原1223番地1419	昭和33年
11	真田中学校	真田町長6326番地1	昭和31年
	上田市長和町中学校組合立 依田窪南部中学校 ※	下武石111番地	昭和31年

※ 整備基本計画の検討対象外